

春日部市民文化会館条例の一部を改正する条例

春日部市民文化会館条例（平成17年条例第193号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後				改正前			
別表（第15条関係）				別表（第15条関係）			
春日部市民文化会館使用料				春日部市民文化会館使用料			
施設の名称	使用区分	基本使用料（円）		施設の名称	使用区分	基本使用料（円）	
		平日	日曜日、土曜日、休日			平日	日曜日、土曜日、休日
大ホール	午前	<u>36,000</u>	<u>46,000</u>	大ホール	午前	<u>28,000</u>	<u>35,000</u>
	午後	<u>65,000</u>	<u>81,000</u>		午後	<u>50,000</u>	<u>62,000</u>
	夜間	<u>77,000</u>	<u>96,000</u>		夜間	<u>64,000</u>	<u>80,000</u>
	全日	<u>166,000</u>	<u>207,000</u>		全日	<u>128,000</u>	<u>159,000</u>
小ホール	午前	<u>11,000</u>	<u>14,000</u>	小ホール	午前	<u>8,000</u>	<u>10,000</u>
	午後	<u>18,000</u>	<u>22,000</u>		午後	<u>14,000</u>	<u>17,000</u>
	夜間	<u>22,000</u>	<u>27,000</u>		夜間	<u>17,000</u>	<u>21,000</u>
	全日	<u>46,000</u>	<u>56,000</u>		全日	<u>35,000</u>	<u>43,000</u>
楽屋（1） （大ホール）	午前		<u>1,000</u>	楽屋（1） （大ホール）	午前		<u>800</u>
	午後		<u>1,600</u>		午後		<u>1,300</u>
	夜間		<u>2,000</u>		夜間		<u>1,700</u>
	全日		<u>4,100</u>		全日		<u>3,400</u>
楽屋（2） （大ホール）	午前		<u>1,000</u>	楽屋（2） （大ホール）	午前		<u>800</u>
	午後		<u>1,600</u>		午後		<u>1,300</u>
	夜間		<u>2,000</u>		夜間		<u>1,700</u>
	全日		<u>4,100</u>		全日		<u>3,400</u>
楽屋（3） （大ホール）	午前		<u>600</u>	楽屋（3） （大ホール）	午前		<u>500</u>
	午後		<u>1,100</u>		午後		<u>900</u>
	夜間		<u>1,400</u>		夜間		<u>1,200</u>
	全日		<u>2,800</u>		全日		<u>2,300</u>
楽屋（4） （大ホール）	午前		<u>200</u>	楽屋（4） （大ホール）	午前		<u>200</u>
	午後		<u>500</u>		午後		<u>400</u>
	夜間		<u>600</u>		夜間		<u>500</u>
	全日		<u>1,200</u>		全日		<u>1,000</u>
楽屋（5） （大ホール）	午前		<u>200</u>	楽屋（5） （大ホール）	午前		<u>200</u>
	午後		<u>500</u>		午後		<u>400</u>
	夜間		<u>600</u>		夜間		<u>500</u>
	全日		<u>1,200</u>		全日		<u>1,000</u>
楽屋（6） （小ホール）	午前		<u>200</u>	楽屋（6） （小ホール）	午前		<u>200</u>
	午後		<u>500</u>		午後		<u>400</u>
	夜間		<u>600</u>		夜間		<u>500</u>

	全日	<u>1,200</u>
楽屋(7) (小ホール)	午前	<u>700</u>
	午後	<u>1,200</u>
	夜間	<u>1,600</u>
	全日	<u>3,100</u>
楽屋(8) (小ホール)	午前	<u>500</u>
	午後	<u>700</u>
	夜間	<u>1,000</u>
	全日	<u>1,900</u>
リハーサル 室(1)	午前	<u>3,400</u>
	午後	<u>6,000</u>
	夜間	<u>7,600</u>
	全日	<u>15,400</u>
リハーサル 室(2)	午前	<u>1,700</u>
	午後	<u>3,000</u>
	夜間	<u>3,800</u>
	全日	<u>7,700</u>
練習室(1)	午前	<u>1,900</u>
	午後	<u>3,400</u>
	夜間	<u>4,300</u>
	全日	<u>8,600</u>
練習室(2)	午前	<u>800</u>
	午後	<u>1,600</u>
	夜間	<u>2,000</u>
	全日	<u>4,000</u>
練習室(3)	午前	<u>800</u>
	午後	<u>1,400</u>
	夜間	<u>1,900</u>
	全日	<u>3,800</u>
展示室	午前	<u>2,000</u>
	午後	<u>3,500</u>
	夜間	<u>4,500</u>
	全日	<u>9,000</u>
小会議室 (1)	午前	<u>1,200</u>
	午後	<u>2,000</u>
	夜間	<u>2,600</u>
	全日	<u>5,300</u>
小会議室 (2)	午前	<u>1,200</u>
	午後	<u>2,000</u>
	夜間	<u>2,600</u>
	全日	<u>5,300</u>
中会議室 (1)	午前	<u>2,500</u>
	午後	<u>4,000</u>
	夜間	<u>5,200</u>

	全日	<u>1,000</u>
楽屋(7) (小ホール)	午前	<u>600</u>
	午後	<u>1,000</u>
	夜間	<u>1,300</u>
	全日	<u>2,600</u>
楽屋(8) (小ホール)	午前	<u>400</u>
	午後	<u>600</u>
	夜間	<u>800</u>
	全日	<u>1,600</u>
リハーサル 室(1)	午前	<u>2,800</u>
	午後	<u>5,000</u>
	夜間	<u>6,400</u>
	全日	<u>12,800</u>
リハーサル 室(2)	午前	<u>1,400</u>
	午後	<u>2,500</u>
	夜間	<u>3,200</u>
	全日	<u>6,400</u>
練習室(1)	午前	<u>1,600</u>
	午後	<u>2,800</u>
	夜間	<u>3,600</u>
	全日	<u>7,200</u>
練習室(2)	午前	<u>700</u>
	午後	<u>1,300</u>
	夜間	<u>1,700</u>
	全日	<u>3,300</u>
練習室(3)	午前	<u>700</u>
	午後	<u>1,200</u>
	夜間	<u>1,600</u>
	全日	<u>3,200</u>
展示室	全日	<u>6,900</u>
小会議室 (1)	午前	<u>1,000</u>
	午後	<u>1,700</u>
	夜間	<u>2,200</u>
	全日	<u>4,400</u>
小会議室 (2)	午前	<u>1,000</u>
	午後	<u>1,700</u>
	夜間	<u>2,200</u>
	全日	<u>4,400</u>
中会議室 (1)	午前	<u>1,900</u>
	午後	<u>3,300</u>
	夜間	<u>4,300</u>

	全日	10,300
中会議室 (2)	午前	1,700
	午後	2,800
	夜間	3,500
	全日	7,100
大会議室	午前	3,500
	午後	5,800
	夜間	7,300
	全日	14,600
和室(1)	午前	500
	午後	1,000
	夜間	1,200
	全日	2,400
和室(2)	午前	800
	午後	1,400
	夜間	1,800
	全日	3,600
特別会議室	午前	1,600
	午後	2,500
	夜間	3,200
	全日	7,000
駐車場	1台	100
	1時間	

備考

- 11 駐車場を使用する場合において、1時間を超えたときは、1時間増すごとに100円を加算する。この場合、使用時間が1時間未満のときは、これを1時間として使用料を算定する。

	全日	8,600
中会議室 (2)	午前	1,300
	午後	2,300
	夜間	2,900
	全日	5,900
大会議室	午前	2,700
	午後	4,800
	夜間	6,100
	全日	12,200
和室(1)	午前	400
	午後	800
	夜間	1,000
	全日	2,000
和室(2)	午前	600
	午後	1,100
	夜間	1,400
	全日	2,800
特別会議室	午前	1,200
	午後	2,100
	夜間	2,700
	全日	5,400
駐車場	1台	200
	3時間	

備考

- 11 駐車場を使用する場合において、3時間を超えたときは、1時間増すごとに100円を加算する。この場合、使用時間が1時間未満のときは、これを1時間として使用料を算定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成19年10月1日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。